

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項に該当したため、下記のとおり指名停止としました。

記

1 指名停止理由

該当者が、特定大口都市ガスの見積もり合わせ等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 6 年 3 月 4 日に公正取引委員会から、排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。（排除措置命令は②のみ。）

2 指名停止業者

	業者名	住所	業者番号
①	中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾	名古屋市東区東新町 1 番地	2000557600
②	中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 大谷 真哉	名古屋市東区東新町 1 番地	2005742700

3 指名停止期間

4 か月 令和 6 年 3 月 1 7 日 ～ 令和 6 年 7 月 1 6 日

① ②の業者ともに

「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項、第 5 条第 2 項及び第 5 条第 3 項（課徴金減免制度の適用）に該当。